

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 茨城キリスト教学園
②設置大学名称	茨城キリスト教大学
③担当部署	事務部庶務課
④問合せ先	0294-52-3215（代） bun-shomu@icc.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 25 日（決済日）
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 30 日（HP 掲載日）
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.icc.ac.jp/about/disclosure/index.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	「我らが学園の教育理念」、「スクールモットー」、「学生支援方針」を学生向け冊子「Campus Life」や大学公式Webサイトに掲載し、学生のみならず、広く社会に公開している。
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学部学科・学環において、3 方針を定め、公開している。シラバスの充実にも努めている。 また、3 方針が授業に反映されているかどうかの検証材料として「授業評価アンケート」を実施し、学生の能力向上の検証材料としては「PROG テスト」を実施している。 「茨城キリスト教大学教育課程規程」を 2015 年度から制定し、本学教育課程の編成・運用・評価・改善に関する事項を定め、PDCA サイクルを確立し、適切な運用に努めている。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学則で、学長の命に基づいて本学の教育研究方針策定と管理運営を担い、またそのために必要な事項を調整する組織として学長のもとに「大学運営会議」を置くことを定めている。 各学部においては学部教授会を、学環については学環会議を置き、学部・学環の運営を適切に行っている。 各学部教授会の構成員をもって合同教授会を組織し、学則や諸規程の改定に関する事項等、全学の運営に関する事項について学長が教授会の意見を聴くことを学則で定めている。 また、本学に副学長を置き、学長を補佐し大学の運営全般にあたることを学則に記載している。 学長会議は、学長・副学長・学部長・学環長が、大学運営会議・教授会または学環会議の議事として提出する事項について、事前にその内容を把握し、必要のあるときは互いの意見交換・意思疎通を経て議事の内容を調整し、大学運営を円滑に進めることを目的として開催することを「大学運営会議規程」で定めている。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	教職協働の重要性を認識し、カリキュラム改定時に

	は担当職員の意見を聴取している。入試判定原案作成に際しても同様に担当職員の意見を反映している。 また、学術研究部門においても、科研費申請に係る事項等について担当職員が教員にアドバイス等を行っており、教職協働体制の浸透を図っている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FDについては、大学全体FDを実施するとともに、全学部学科・学環において、その専門性を反映した個別FDを実施している。 SDについては、人材育成を重視し、全体研修を行っている。さらに指名職員に対して学外研修への参加を促し、職員の成長を支援している。また、各部署においては部署ごとのSDを行っている。 FD・SDともに多様な視点・形式で積極的に行っている。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期経営計画は、大科目、中科目、小科目に区分し、より具体性のある計画となるよう努力している。策定された中期経営計画は、常任理事会および理事会において審議・承認され、公式Webサイト等を通じて教職員のみならず、広く周知している。 各学部学科・学環・各部署においては、策定された中期経営計画の実現のため、より具体的な目標である「アクションプラン」を策定している。「アクションプラン」については、学長をはじめとする執行部がその評価も含めて共有している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	前期末に大学内で中期経営計画の進捗を評価し、常任理事会においてその進捗状況について報告をしている。 年度末においては、中期経営計画の達成度評価を大学内で行い、常任理事会において報告を行っている。結果については法人事務局において公式Webサイトにおいて公開している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	学則第1条で本学は、「キリスト教の精神による人格教育に基づき豊かな教養を培うと共に、深く学術を研究教授し、知的応用能力をもって地域社会はもとより

	広く国際社会に奉仕する人物を養成する」と謳っている。各学部学科・学環においてどのような人材を育成するのかを学則に明記し、人材育成を行っている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学に地域・国際交流センターを置き、社会貢献・地域連携の推進を図っている。長年各自治体との協定に力を注いでおり、現在 10 の自治体と連携協定を結んでいる。 また、社会貢献の一つとして公開講座の充実に努め、多くの講座を開設している。新たな試みとして、東日本大震災の経験を踏まえ、日立市と連携して地域防災講座を開講する等地域社会への貢献を重要視している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学園の教育理念である「隣人愛」にもとづく全人教育を実践するため、一人ひとりの学生の修学・生活全般にわたる支援に尽力することを「学生支援方針」で謳っている。障害のある学生を包容する全学的なインクルーシブ教育の確立および合理的配慮の提供を行い、すべての人が「あるがまま自分らしく生きる」権利を尊重する LGBT+ に関する対応を行っている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	本学ではジェンダーの区別なく、適任者を役員等に登用している。歴代学長において 2 名が女性であった。 また、学部長においてもジェンダーの区別なく就任している。その他、学科主任や各部署・センター長・課長等においても性別に係りなく登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為において、理事選任機関を設け、その構成・招集手続・評議員会による意見聴取などを明確に規定することで、理事選任の透明性を確保している。 理事は、学園の各部局長、事務局長、外部有識者等から必要な構成要件を満たす形で選任され、私立学校法上の資格要件にも適合させている。選任に際しては評議員会の意見を十分に参酌し、また欠員補充手続や解任手続も明文化することで、適格な人材を継続的に確保する仕組みとなっている。これにより、理事の専門性・多様性を担保しつつ、選任過程の透明性を確保

	している。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会運営規則において、招集手続・決議要件・議事録の作成と保存・監事の出席義務・評議員による議事録閲覧請求などを詳細に定めることで、理事会運営の透明性を高めている。 また、重要事項については評議員会の意見聴取や決議を要する手続きを明確化し、両機関の役割分担と協働体制を制度的に担保している。特に、寄附行為変更等の重要議案における再協議の仕組みは、説明責任を果たしつつ意思決定の正当性を高めるものである。これにより、学園運営におけるガバナンス強化と組織の信頼性向上が図られている。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会の招集時には関連資料を事前に共有し、重要事項の理解を深めるための説明機会を確保しているほか、法令改正やガバナンス強化に関する外部研修への参加を推進している。 また、内部研修や意見交換の場を設けることで、理事が最新の知識と視点をもって審議・監督に臨める体制を整えている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事・会計監査人には、法令遵守、財務会計、内部統制等に関する高度な知識と経験を有し、法人との利害関係が最小限で独立性を保持できる者を選任対象としている。 また、候補者の適格性審査、理事会審議、評議員会承認といった選任過程を明確化し、その手続を適切に記録・公開することで透明性を確保。これらの取り組みにより、法人運営に対する監査機能を強化し、健全で信頼性の高いガバナンス体制を維持している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査機能の実効性向上のため、監事・会計監査人・内部監査室の三者が監査計画や結果を共有し、定期的な情報交換を行うことで、組織全体の重層的なチェック体制を確立している。 また、監査の独立性を保ちつつ、相互に補完し合う体制を整えることで、法人運営の適正性と透明性を高めることを目指している。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研	監事がその監査機能を十分に発揮できるよう、学園

修機会の充実	では必要な情報提供と研修機会の充実に取り組んでいる。法人運営状況、財務情報、リスク管理に関する重要事項を適時かつ正確に共有し、監事が適切な判断を行える環境を提供する。 また、私立学校法、ガバナンス・コード、会計基準等に関する研修への参加を促し、監事の専門性向上を継続的に図ることで、学園全体のガバナンス強化につなげている。
--------	---

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任に当たっては、選任方法・基準を明確化し、教職員・卒業生・保護者・外部有識者の属性バランスと構成割合の考え方を定めている。 選任過程では候補者の推薦経路、審査手順、決定機関と決定理由の要旨を適時開示し、利益相反管理と議事録整備により透明性と説明責任を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会では議案内容・審議経過・決議結果を明確化し、適切な議事録を作成・保存している。 また、理事会と重要事項を共有し、相互に牽制と連携を図ることで、法人運営の安定性と信頼性を高めている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員が適切に職務を果たせるよう、審議に必要な法人運営状況、財務情報、規程改正案等を適時・的確に共有し、意思決定の質を高める体制を整備している。 また、私立学校法、ガバナンス・コード、寄附行為の運用、学校法人会計基準などに関する研修や講習会への参加を推進し、評議員の専門性とガバナンス理解の向上を図ることで、学園の健全な運営に寄与できる環境づくりを進めている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校法人茨城キリスト教学園内外において発生する様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処している。 本学園における危機管理体制および対処方法を定めることにより、本学園に修学している学生、生徒、園児、教職員ならびに本学園周辺住民の安全を図るとともに、社会的な責務を果たすことを目的として、「学校法人茨城キリスト教学園危機管理規程」を策定し、

	リスク管理体制を整備している。 毎年実施する避難訓練においては、学生・教職員の安否確認の手順の検証を行っている。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	全ての教育活動・研究活動や業務を遂行する際に、法令、寄附行為、学則および諸規程等を遵守するよう組織的に取り組んでいる。 学校法人茨城キリスト教学園のコンプライアンスをより一層推進するための体制整備に必要な事項を定め、学園の適正かつ公正な業務運営の確保および社会的信頼の向上に資することを目的として、「茨城キリスト教学園コンプライアンス推進規程」を策定して法令等遵守のための体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	公式ウェブサイトにおいて「情報公開」のページの充実を図っている。情報公開推進については中期経営計画で推進する旨を謳っている。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ステークホルダーへの情報公開は、原則として公式 Web サイトによる公開としているが、特に保護者については、専用ポータルサイトを活用し、各種情報提供を行っている。SNS の活用も積極的に行い、情報発信をしている。 また、日本私立学校振興・共済事業団の「大学ポートレート」にも情報を掲出している。 その他、印刷物として「大学案内」「履修要覧」「キャンパス・ライフ」等の主要な紙媒体資料も活用している。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明